

令和元年度古賀市任期付職員採用試験(第二回) 募集要項

1. 一次試験

令和2年1月25日(土)

2. 申込み受付

令和元年12月20日(金)～令和2年1月15日(水) 17時00分まで

※できる限りインターネットで申込みしてください。

インターネットで申込みができない場合は事前に人事課行政管理係へ相談ください。申込み方法については、「6. 申込み手続き」をご覧ください。(郵送の場合、令和2年1月14日消印有効)

3. 任期付職員について

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び第5条に基づく任期付職員のことです。一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務が発生する場合に採用します。任用期間は、1～3年間です。(「4. 試験区分・主な仕事内容・任用期間・勤務形態・採用予定人数、受験資格」に任期を記載)

※令和2年4月1日から採用予定です。

○育児休業代替任期付職員

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に基づく任期付職員のことです。職員が育児休業をする場合に、その職員の代替として採用します。任用期間は、育児休業取得予定者の育児休業期間(最長:子が3歳になるまで)満了までとしますが、任期は年度ごとに区切り、勤務成績に基づき更新します。育児休業取得予定者の産前・産後休暇期間は 臨時的任用職員 として任期付職員相当の内容で任用します。

4. 試験区分・主な仕事内容・任用期間・勤務形態・採用予定人数、受験資格

※採用予定人数は変更になる場合があります。申込みは下記試験区分のうち1つに限ります。

※全ての区分において、年齢要件はありません。

※任期付職員は、一般職の地方公務員(古賀市職員)ですので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受けます。

※勤務する曜日等は、勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。

※育児休業代替の任期については「3. 任期付職員について」をご覧ください。

※合格から採用までの流れは「8. 合格から採用まで」をご覧ください。

受験資格:(全区分共通)…普通自動車運転できる免許を有する人

基本的なパソコン操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

	試験区分	主な仕事内容	任期	勤務形態	採用予定人数	受験資格
1	事務職員	一般的な行政事務	3年	常勤	3人程度	全区分共通と同様
2	保健師 (育児休業代替)	一般的な行政事務及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の保健福祉と介護保険制度に関する相談対応や支援、介護予防ケアプランの作成などの業務	職員の 育児休業 取得 期間	常勤	1人程度	保健師の資格を有する人
3	保育士(保育所)	一般的な行政事務及び保育所での保育業務	3年	短時間 月16日勤務	2人程度	保育士の資格を有する人
4	障がい福祉 サービス専門員	一般的な行政事務及び障がい福祉サービス利用に関する業務並びに障がい者の相談に関する業務	3年	短時間 週4日勤務	1人程度	看護師の資格を有する人

5	管理栄養士	一般的な行政事務及び以下のいずれかの業務 ①特定健康診査事業における管理栄養士業務(生活習慣病の保健指導など) ②母子保健事業・子育て支援事業全般における管理栄養士業務(妊産婦栄養指導、乳幼児健康診査の栄養指導、離乳食指導など)	3年	短時間 月16日勤務	①2人程度 ②1人程度	管理栄養士の資格を有する人
6	家庭児童相談員	一般的な行政事務及び家庭児童相談、助言、指導に関する業務	3年	短時間 週4日勤務	2人程度	次のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した人 ②社会福祉士の資格を有する人 ③社会福祉主事として2年以上児童福祉事業(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務)に従事した人 ④臨床心理士の資格を有する人 ⑤教育職員免許法に規定する普通免許状を有する人
7	母子保健指導員 (助産師・保健師)	一般的な行政事務及び母子保健事業・子育て支援事業全般における助産師・保健師業務(妊産婦個別支援プラン作成、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査の保健指導など)	3年	短時間 月16日勤務	3人程度	助産師又は保健師の資格を有する人
8	子ども発達支援 専門員	一般的な行政事務及び子ども発達支援に関する業務	1年	短時間 週4日勤務	1人程度	次のいずれかに該当する人 ①言語聴覚士の資格を有する人 ②臨床心理士の資格を有する人 ③作業療法士の資格を有する人
9	土木施工管理員	一般的な行政事務及び公共土木工事の設計、積算、施工管理に関する業務	3年	短時間 月16日勤務	1人程度	1級土木施工管理技士の資格を有する人
10	上下水道施設 管理指導員	一般的な行政事務及び専用水道、簡易専用水道、給水装置並びに排水設備に関する業務	2年	短時間 週4日勤務	1人程度	給水装置を含む水道施設及び排水設備に精通する人
11	適応指導教室 指導員	一般的な行政事務及び不登校児童・生徒の支援に関する業務	3年	短時間 月16日勤務	2人程度	以下の資格又は経験がある人 小学校・中学校において特別支援の実務経験がある人で次のいずれかに該当する人 ①小学校または中学校の教員免許を有する人 ②不登校対応の実務経験がある人(他市町村での勤務経験等)
12	特別支援教育 主任相談員	一般的な行政事務及び支援を必要とする子ども達のサポート業務	3年	短時間 月16日勤務	3人程度	次のいずれかに該当する人 ①小学校又は中学校教諭のいずれかの免許を有し、特別支援の実務経験(WISC等心理知能検査実施経験含む)がある人 ②小学校・中学校において特別支援の実務経験(WISC等心理知能検査実施経験含む)がある人
13	青少年支援センター 相談員	一般的な行政事務及び、不登校・引きこもり並びに非行などの、教育や子育てに関する悩みについての相談業務や関係機関との連絡調整に関すること	3年	短時間 月16日勤務	1人程度	教育相談分野の実務経験がある人

(注1)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注2)国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格…次のいずれかに該当する人

- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等…公権力の行使に該当する業務に従事する職、又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※ 公権力の行使に該当する業務とは

- ① 市民の権利又は自由を一時的に規制することとなる業務
 - ② 市民に義務又は負担を一時的に課することとなる業務
 - ③ 市民に対し強制力をもって執行する業務
- (例)市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※ 公の意思の形成への参画に携わる職とは

本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職(ライン職)で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

5. 給与

給与の目安は次の額です(平成31年4月現在の基準額を基にして算出した参考額です)。

試験区分	勤務形態	月額(地域手当含む)	年額(賞与含む)	
1	事務職員	常勤	198,962 円程度	3,282,870 円程度
2	保健師 (育児休業代替)	常勤	228,112 円程度	3,763,846 円程度
3	保育士(保育所)	短時間 月16日勤務	144,699 円程度	2,387,532 円程度
4	障がい福祉 サービス専門員	短時間 週4日勤務	182,489 円程度	3,011,066 円程度
5	管理栄養士	短時間 月16日勤務	165,899 円程度	2,737,332 円程度
6	家庭児童相談員	短時間 週4日勤務	182,489 円程度	3,011,066 円程度
7	母子保健指導員 (助産師・保健師)	短時間 月16日勤務	165,899 円程度	2,737,332 円程度
8	子ども発達支援 専門員	短時間 週4日勤務	182,489 円程度	3,011,066 円程度
9	土木施工管理員	短時間 月16日勤務	165,899 円程度	2,737,332 円程度
10	上下水道施設 管理指導員	短時間 週4日勤務	159,169 円程度	2,626,286 円程度
11	適応指導教室 指導員	短時間 月16日勤務	144,699 円程度	2,387,532 円程度
12	特別支援教育 主任相談員	短時間 月16日勤務	165,899 円程度	2,737,332 円程度
13	青少年支援センター 相談員	短時間 月16日勤務	144,699 円程度	2,387,532 円程度

※採用から1年間の年額は、上表に達しない場合があります(初回賞与額算定にかかる在職期間が短いため)。

※このほかに通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

※上表の額から、所得税・社会保険料等が控除されます。

※「2.保健師(育児休業代替)」の区分の者で臨時的任用職員として任用する期間は、任期付職員の給与額から若干減額した額を支給します。

6. 申込み手続き(できる限りインターネットで手続きを行ってください)

(1)インターネット受験申込み

1. 古賀市ホームページ(職員の募集情報)から申込み。
「2. 任期付職員採用」のページから「インターネット申請」をクリック(ページ下にあるQRコードからも確認できます。)
2. 申込み完了後、「令和元年度古賀市任期付職員採用試験(第二回)受験申込み到達通知」メールが届きます。
※申込みから3日経過しても届かない場合は、人事課行政管理係にご連絡ください。
※メール内の到達番号を控えてください。(到達番号は、受験番号の確認に必要となります。)
3. 1月21日(火)に古賀市ホームページで受験番号を発表します。(受験番号を提出書類に記載する。)
4. 試験当日に、下記記載の提出書類(①～③)を提出する。

※ 通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
※ 申込み後に届く、受験申込み到達通知メールの送信者名は、「ふくおか電子申請サービス」と表示されています。
※ 不備がある場合は、概ね3日以内(土、日、祝日除く)に人事課行政管理係から連絡します。
※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@elg-front.jp」と「@city.koga.fukuoka.jp」を受信できるようにしてください。

(2)郵送または持参(インターネット申請ができない方に限ります) **※事前に行政管理係へご連絡ください。**

1. 下記記載の提出書類(①②)を揃えて、人事課行政管理係へ提出(郵送又は持参)してください。

【郵送】(令和2年1月14日(火)までの消印有効)	【持参】(古賀市役所第一庁舎3階)
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1	古賀市役所総務部人事課行政管理係
古賀市役所総務部人事課行政管理係 行	※受付は、8:30～17:00 [土、日、祝日(12/29-1/3)のぞく]
2. 1月21日(火)に人事課行政管理係から受験番号を記載したメールを送付します。(受験番号を受験票に記載する。)
3. 試験当日に、③受験票を提出する。

※ 郵送の場合は、簡易書留で送付してください。(締め切り間近の場合は「速達」を推奨します。)
※ 提出された応募書類は、一切返却しません。
※ 記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
※ 採用試験申込書に必ずメールアドレスを記載してください。(受験番号の通知に必要です。)
※ 書類完備のものに限り受け付けます。

(3)提出書類・・・ ① 採用試験申込書 ② 面接カード ③ 受験票

<入手方法>

○古賀市ホームページ(職員の募集情報)からダウンロード。

「職員募集」(メインページ右列中段)→「2. 任期付職員採用」
(下記のQRコードからも確認できます。)

○古賀市役所(人事課)に来庁して募集要項を入手。

古賀市ホームページ「職員の募集情報」

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/jinji/boshuu/002.php>

[「2. 任期付職員採用」](#) をご覧ください。

こちらから →

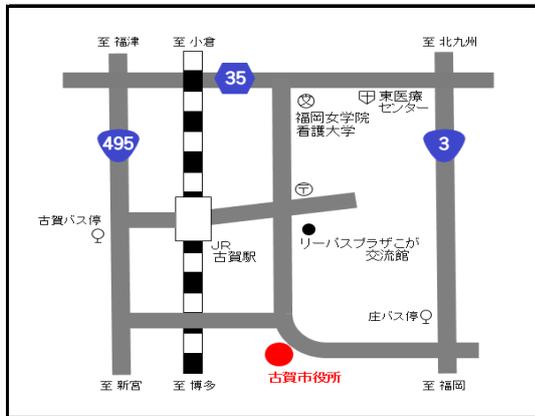


7. 試験日時、試験種目及び試験会場

	試験日時	試験区分	試験種目
一次試験	令和2年1月25日(土) 受付時間:8時30分～8時45分 試験開始:9時00分 終了予定:10時30分	全区分	適性検査(事務適性および性格検査) ※試験区分によって二次試験にあたる面接試験を一次試験と同日に行う場合があります。対象者には終了予定時刻を含めて事前にメールで連絡します。
二次試験	令和2年2月8日(土) 又は2月9日(日) ※日程の詳細は一次試験合格者に 文書で通知します。	全区分	個人面接 ※試験区分によって専門試験を行います。専門試験を行う場合は一次試験合格者に通知します。

※計算機能又は翻訳機能がついた腕時計等の試験場内持込は禁止します。また、携帯電話を時計がわりに使用することも禁止します。
※車イスを使用されるなど受験に際して配慮が必要な方は、申込時にその旨をお伝えください。

○試験会場:古賀市役所(古賀市駅東1-1-1) 試験当日連絡先:092-942-1111



【最寄りの交通機関】

○JR鹿児島本線 「古賀」駅東口から徒歩8分

○西鉄高速バス

「庄」バス停から徒歩8分
[急行]赤間・福岡線(都市高速・国道3号経由)

「古賀」バス停から徒歩15分
[26A]赤間・福岡線(都市高速・県道495号経由)

8. 合格から採用まで

○合格発表

一次試験	1月30日(木)	古賀市役所前掲示板、古賀市ホームページ及び文書により通知します。
二次試験	2月18日(火)	

※電話による可否のお問い合わせはお断りします。
※受験者数が採用予定数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。
※受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明した場合は、合格・採用を取り消すことがあります。
※任期の定めのない職員の採用とは関係ありません。

○採用時期

- ・合格者は令和2年4月1日から採用予定です。文書により意向確認を行います。
- ・試験区分2「保健師(育児休業代替)」は職員の育児休業取得に合わせて採用します。

【申込み・問合せ先】

古賀市役所 総務部 人事課 行政管理係
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
(092)942-1121【人事課直通】 Eメール:g-kanri@city.koga.fukuoka.jp